

平成 25 年 10 月 7 日

## 平成 23 年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【口頭指摘】

## 平成23年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

### 【口頭指摘】

- 1 滞納者への対応について（総務部） ..... 1頁
- 2 鳥取県東京本部について（総務部） ..... 1頁
- 3 移住定住推進事業について（地域振興部） ..... 2頁
- 4 山陰海岸世界ジオパークの推進について（生活環境部） ..... 2頁
- 5 倉吉児童相談所について（福祉保健部） ..... 3頁
- 6 鳥取砂丘子どもの国の魅力向上について（福祉保健部） ..... 3頁
- 7 県内中小企業が取り組む新たな製品及び技術の開発支援について（商工労働部） ..... 4頁
- 8 農業関係支援施策について（農林水産部） ..... 5頁
- 9 チャレンジプラン支援事業について（農林水産部） ..... 5頁
- 10 土砂災害特別警戒区域の指定促進等について（県土整備部） ..... 6頁
- 11 県立病院の未収金対策について（病院局） ..... 6頁
- 12 人事委員会勧告のあり方について（人事委員会） ..... 7頁

平成23年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【口頭指摘】

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<b>1 滞納者への対応について</b>  平成20年度以降、県税全体の収入未済額に占める個人県民税の割合が8割を超える状況が続いていることを受けて、個人県民税の徴収率向上、徴収職員の能力向上などを目的に県と県内全市町村が参加し、平成22年4月に鳥取県地方税滞納整理機構を設置したところあります。  平成19年度の税源移譲を境に下降していた個人県民税の徴収率が、平成23年度にはやや持ち直しており、同機構を設置した成果が出てきています。  しかしながら、依然として、県内の経済情勢が厳しいことから、滞納者の個別事情に対応した適正な滞納整理事務を行うことを徹底すべきであります。特に生活困窮者や多重債務者に対しては、福祉事務所や消費生活センターなどとの連携を強化し、行政全体でセーフティネット機能の構築を図るべきであります。	<p>滞納整理事務においては、滞納者と接触する機会を必ず設け、その際には、個別事情を十分に把握するとともに、生活困窮者と窺える者に対しては、適正な徴収緩和制度の適用を検討し、合わせて生活支援に関する相談窓口を案内するよう努めているところである。</p> <p>&lt;既に取組み中のもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書催告を行際に多重債務等の相談に関するチラシを封入(消費生活センターと連携)</li> <li>・納税相談を行際に生活相談等の窓口の案内チラシを携行(福祉事務所と連携)</li> <li>・地方税法に基づく適正な徴収緩和制度の適用又は分割での納税</li> <li>・税務研修会や多重債務・ヤミ金融問題対策協議会等で情報共有</li> </ul> <p>&lt;今後の取組み予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務研修会に福祉事務所や消費生活センター職員を講師で招聘</li> </ul>	県税収納管理事業 1,033,663千円 地方税確保対策事業 1,083千円 地方税務職員研修事業 949千円
<b>2 鳥取県東京本部について</b>  地方分権の進展により、国の情報収集を目的とした旧来型の東京事務所から、情報発信・企業誘致・ビジネスマッチング等の拠点へと求められる機能が変化してきています。  鳥取県東京本部は、企業や観光客誘致、情報発信、販路開拓支援などを効果的に行うため、平成20年度にこれまでの東京事務所から東京本部に改称し、方針転換を行ないました。また、今年度も事務分担の見直しを行うなど、機能強化を図っているところであります。首都圏での自治体間競争はますます激化する状況にあります。  今後、より一層の機能強化を図り、必要な予算措置や人員・体制を整備すべきであります。  併せて、県外本部間でこれまで以上に連携・情報交換を密に行い、企業誘致、販路開拓、JUターン等に関する情報・ノウハウを共有し、より効果的な業務を行うべきであります。	<p>首都圏における本県に関する情報の受発信、本県への企業や移住者の誘致、県産品の販路開拓等をより効果的に進めしていくため、必要な人員や予算を確保した。</p> <p>職員定数:14名(前年度+1)</p> <p>平成25年4月からは、東京のアンテナショップ「食のみやこ鳥取プラザ」を市場開拓局から東京本部に移管するとともに、県産食材を東京の飲食店に売り込む販路開拓マネージャーを配置し、県産食材の販路開拓機能を強化して、首都圏の実情に即した対応を推進している。</p> <p>また、人通りの多い汐留の地下通路に鳥取砂丘から運んだ砂で砂像を製作・展示して、「とつりグリーンウェイブ」についてテレビを含む強力な情報発信に取り組んだ。</p> <p>情報発信、移住定住、企業誘致等については、県外本部のみならず本庁関係課を交えた情報交換や協議調整を行う場を既に設け、また、県外本部同士で情報交換等を行う機会も別途設定し情報・ノウハウ</p>	鳥取県東京アンテナショップ機能強化事業 68,230千円 首都圏販路開拓推進事業 6,022千円 県産食材首都圏販路開拓推進事業 5,326千円

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
	の共有化を進めており、今後もそうした場や機会を更に拡充して協力・連携を強化し、より効果的・効率的に業務を推進していく。	
<p><b>3 移住定住推進事業について</b></p> <p>移住定住の推進においては、様々な事業を実施されていますが、移住定住施策の組み立て方に疑問が残る事業が見受けられます。</p> <p>例えば、「こころのふるさと鳥取」推進事業は、東京、大阪のシニア世代を対象にした移住に関するセミナー等を行うとともに、田舎暮らし体験等を盛り込んだ運転免許取得プランを実施することで、本県への移住定住の促進を行う事業であります。関係者との事前調整・連携が不足していたことから事業開始が遅れ、指定自動車学校4校が運転免許取得プランを作成され取り組まれたものの、周知・募集期間が短く、免許取得者の実績なしという結果となっています。</p> <p>今後の関連事業の実施にあたっては、事業の目的である移住定住促進への効果を最大限に発揮できるよう、事業の必要性を十分検討するとともに、事前の関係者との調整・連携を綿密に行った上で取り組むよう改めるべきであります。</p>	<p>移住定住施策の推進にあたっては、その効果がより一層高いものとなるよう、指定自動車学校等を含め民間団体が自らの創意工夫に基づいて実施する提案型の支援制度も新たなメニューに加えることとした。</p> <p>また、移住定住施策の全体的体系の視点から個々の事業を再整理したり、事前に関係者との調整・連携を十分に行なうなど、事業効果を最大限に発揮できるよう取り組みを進めていく。</p>	<p>とつとり暮らし定住促進モデル事業【新規】 5,451 千円(うち 2,100 千円が自動車学校でも活用可能な金額)</p>
<p><b>4 山陰海岸世界ジオパークの推進について</b></p> <p>山陰海岸ジオパークは、平成22年10月に世界ジオパークの加盟認定を受け、京都府、兵庫県、鳥取県の三府県が連携して、地形・地質遺産を保護し研究に活用するとともに、教育や地域の振興に活かす取り組みを積極的に行っていますが、県民及び全国的にも十分に認知されておらず、より一層の効果的な取り組みが求められています。</p> <p>拠点施設として、鳥取市の鳥取砂丘ジオパークセンターと県の山陰海岸学習館が設置されていますが、鳥取砂丘ジオパークセンターは、世界ジオパークの加盟認定審査にあたり、当面の施設整備として既存施設を改裝して整備されたものであり、多くの方が訪れる人気施設でありながら手狭となっている状況にあります。一方、鳥取砂丘ジオパークセンターには、県の砂丘事務所が隣接して設置されています。</p>	<p>本県にはジオパークの主要拠点施設として、鳥取砂丘ジオパークセンター(市)、山陰海岸学習館(県)、岩美町立渚交流館(町)があり、各施設において山陰海岸ジオパークの魅力や各ジオサイトの特徴を紹介したり、ガイドや体験メニューの提供などを実施しているところ。</p> <p>それぞれの施設が一体的にジオパーク活動を進めるため、定期的に連絡会を開催したり、各施設のガイドによる合同研修会を開催しているところであり、今後も引き続き、県関係課と市町が連携して施設を運用していく。</p> <p>また、施設の整備面においては、山陰海岸学習館において平成24年度に3D 映像の制作を行い上映を開始したほか、平成25年度以降も施設の充実に努めることとしている。</p> <p>鳥取砂丘ジオパークセンターについては、来場者数に対して手狭であることから、鳥取市が施設の拡充について検討を開始したところ</p>	<p>山陰海岸世界ジオパークネットワーク関連予算(総額) 213,744 千円 うち、山陰海岸ジオパーク拠点施設の学習館拡充事業 12,783 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>ジオパークという貴重な財産を、観光、教育等に有効に活用し地域の活性化に繋げることができるよう、県と市それぞれが管理する施設について連携した一体的運用、さらには将来的な施設整備など、県関係課と鳥取市が十分に協議、検討を行うべきであります。</p>	<p>であり、鳥取砂丘再生会議や鳥取市の動向を見守りながら、県としても必要な対応を検討していく。</p>	
<p><b>5 倉吉児童相談所について</b></p> <p>平成22年度決算において、児童相談所の体制及び施設の是正など、効果的な児童健全育成システムの構築について文書指摘がなされ、現在、その対応の一環として、米子児童相談所の改築に着手されていますが、倉吉児童相談所においては、保育専門学校の存廃の方向性も見据えた上でと、移転改築等について検討途上のままにあります。</p> <p>同所においても、これまで適宜改修が行われ、一定の環境改善が図られてはいますが、依然、児童の一時保護に供する部屋も狭小かつ少なく、更には民家に隣接しているため相談者や入所児童等のプライバシー確保も十分とは言い難い現状にあります。</p> <p>同所での一時保護児童数も平成23年度で延べ257人と増加傾向にある中、子どもや家庭に係る多様な問題にきめ細かに対処できる体制及び環境を構築するため、可能な限り速やかに結論を出し、必要な対策を講じるべきであります。</p>	<p>倉吉児童相談所については、平成26年度に養育環境や安全面が優れている現在地(現在駐車場となっている部分も活用)で増改築することとし、平成25年度は基本・実施設計等を行っているところである。増改築にあたっては、一時保護所の一居室当たりの定員を減らすことで、入所児童のプライバシーに配慮するなどし、居室の改善等を図ることとしている。</p> <p>(今後のスケジュール)</p> <p>H25 基本及び実施設計  H26 増改築工事(事務所を旧河北中校舎に仮移転)  H27 新庁舎にて業務開始</p>	<p>倉吉児童相談所改築事業【新規】  17,050千円  (2月補正(経済対策関係))</p>
<p><b>6 鳥取砂丘こどもの国の魅力向上について</b></p> <p>鳥取砂丘こどもの国は、昭和48年に開園以来、自然とのふれあいや遊びを通じて、本県の子どもたちの健全育成の場に供されてきました。平成18年度以降、財団法人鳥取県観光事業団が指定管理者となり、各種イベントを開催するなどでサービス向上が図られています。</p> <p>一方、リニューアルオープンした平成12年度で196,922人あった入園者数は、平成23年度で131,581人と減少傾向にあります。少子化の進行など理由は様々ですが、施設・設備の老朽化やマンネリ化による魅力低下も大きな要因です。</p> <p>ついては、利用者のニーズを十分に汲んで順次遊具の更新を図</p>	<p>利用者アンケートや近隣の保育園等への聞き取りを行った結果、新規遊具を求める声が多く寄せられたことから、平成25年度は、利用者の満足度向上及びリピーターの獲得による利用者数の増を図るために、児童から小学校低学年をメインターゲットとする、立地を活かした魅力ある大型遊具の充実整備を行う。また、ソフト面については、本年8月24日に周辺施設と連携した「山陰海岸国立公園指定50周年記念フェスティバル」を開催したほか、秋以降には「こどもの国開園40周年記念イベント」の開催を予定している。</p> <p>今後とも、指定管理者や周辺施設とも十分協議を行いながら、利用者の増につながる遊具や設備の整備検討を行うとともに、イベントの</p>	<p>こどもの国管理運営費  173,693千円  うち、大型遊具の更新等整備  81,847千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>り、例えば芝生わんぱく広場付近に雨天時も活用できる多目的ドーム等の将来的な整備も検討するなど、子どもたちが憩い楽しめる場としての魅力向上を図っていくべきであります。</p>	<p>充実とサービスの向上に努め、県内唯一の施設としてさらなる魅力向上を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大型遊具整備スケジュール           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年8月 … 業者決定</li> <li>・平成25年10月 … 現地着工</li> <li>・平成26年3月 … 完成(春休みを目処に供用開始)</li> </ul> </li> <li>○参考 平成24年度入園者数 133,885人</li> </ul>	
<p><b>7 県内中小企業が取り組む新たな製品及び技術の開発支援について</b></p> <p>県内中小企業が新たな製品及び技術の開発による事業化の支援を行う「ものづくり事業化応援補助金」については、大手企業の再編や円高等による一定以上の影響を受けた中小企業者を対象に、平成24年度までの特例措置により補助率の嵩上げ等が講じられていますが、特例措置の利用実績は1件と少なく、事業効果が十分に図られているとは言いがたい状況であります。</p> <p>ついては、利用実績が低調だった原因をきちんと検証し、必要に応じて特例措置の採択要件を見直すとともに、県内における大手企業の再編が相次いでいることから、特例措置の継続についても検討すべきであります。</p>	<p>県内経済環境は、三洋電機CE(株)や日立金属(株)の事業再編による事業縮小が行われるなど非常に厳しい状況が続いている、県内中小企業はその影響により減少した受注に代わる新規受注先の確保が喫緊の最重要課題となっている。このことから、営業活動に精力的に取り組んでおり、新製品開発等を行うに至らなかったことが、利用実績が低調だった要因と考えられる。</p> <p>このため、県としては公益財団法人鳥取県産業振興機構を通じ、関西地区において提案型商談会の実施やユニット型受注を積極的に推進するなど、現状の課題打破に全力を挙げて取り組むことにしている。</p> <p>また、ものづくり事業化応援補助金の特例措置部分については、制度を拡充し、平成25年7月に新設した製造業新分野転換緊急支援補助金に組み込んだ。</p> <p>これは、補助上限を15,000千円に拡充し、新たな製品等の開発を支援することに加え、技術者等の人材育成や販路開拓部分も補助対象とし、県内中小企業が新分野への進出等、新たな事業へ展開・転換を支援するものであり、採択要件についても、事業環境の変動により受注困難な事業者であれば活用できるよう設定している。現在、商工団体等を通じて制度のPRを図っているところであり、必要な事業者への支援が行えるよう引き続き取り組んでいく。</p>	<p>製造業新分野展開緊急支援事業 37,500千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<b>8 農業関係支援施策について</b> 農家等の支援には、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対策が求められており、県においても様々な支援施策が展開されています。 一方で、支援施策の立案は、それぞれの担当課を中心に個別に行われており、必ずしも施策の利用者にとって使いやすいものになっていない部分もあるのではないかと思われます。 については、市町村・農業団体等と協議し、施策利用者の視点に立って施策体系・事業内容を精査するなど、必要な見直しを行うべきであります。	施策利用者からの相談に対して、迅速、的確に対応していくため、平成24年度から新たに、農業関係支援施策全体を項目別、対象者別に、1事業1枚を基本に利用者に対してわかりやすくまとめた「農業施策利用ガイドブック」を作成し、県ホームページに掲載するとともに、市町村、JAなど農業団体及び商工団体に送付したところである。 また、平成23年8月には「食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクト会議」を立ち上げ、市町村、農業団体、商工団体等の各構成員から広く意見をいただき、現場の声を反映した施策の立案に努めている。 今後とも、施策利用者の視点に立って必要な見直しを行うとともに、わかりやすいPR資料の作成に努めていく。	
<b>9 チャレンジプラン支援事業について</b> チャレンジプラン支援事業は、意欲ある農業者等が作成した創意工夫あるプランに基づく取組に対して支援するものであり、農業者等の経営改善に対して非常に有効な施策となっています。 平成22年度以降、「販売額1,000万円以上の目標設定」が採択要件に加えられていますが、同要件を満たす申請はほとんどなく、厳しい農業経営環境下で販売額1,000万円以上の農業経営体も減少傾向にあります。 平成24年度からは「みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)」に再編成されていますが、事業要件はほぼ引き継がれたままであり、より一層活用しやすい事業にするため、実態に即した採択要件に見直しすべきであります。	本事業は、認定農業者といった地域における担い手の育成、支援を主眼としている。 採択要件のひとつである「販売額1,000万円以上の目標設定」によって事業申請した件数は少ないが、もうひとつの採択要件である「認定農業者の取組であること」により事業実施が可能であり、全体の申請数も伸びている。 こうした事業申請の実態や市町村の意見を聞いて、平成25年度事業から「販売額1,000万円以上の目標設定」を廃止し、実態に即した採択要件に見直した。	みんなでやらいや農業支援事業 (がんばる農家プラン支援事業) 150,000千円

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p><b>10 土砂災害特別警戒区域の指定促進等について</b></p> <p>土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備が必要となる土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び建築物の構造規制等を行う必要のある特別警戒区域(レッドゾーン)は、平成23年度末現在、警戒区域指定のため調査した6,188箇所のうち、特別警戒区域に指定する必要がある箇所として5,309箇所が県の調査によって確認されています。</p> <p>しかし、その指定状況を見ると警戒区域は92.5%である5,703箇所を指定しているのに対し、特別警戒区域の指定はわずか20.3%の1,076箇所にとどまっています。</p> <p>近年、集中豪雨が多発し、平成23年度も24件の土砂災害が発生するなど、土砂災害による被害の危険性が高まっています。全ての土砂災害危険箇所へ対策工事を実施し安全な状態にするには、膨大な時間と費用が必要となることから、建築物の構造規制等により災害から尊い人命や財産を守るために、進んでいない特別警戒区域の指定を早急に完了させるべきであります。</p> <p>また、レッド区域内住宅立替等補助事業については、利用実績が少ないことから、より利用されるよう補助内容の見直しを行われるべきであります。</p>	<p>特別警戒区域(レッドゾーン)の指定については、建物の構造規制、土地抑制などの土地利用に制限がかからることから、関係住民の理解を得ながら指定に向けて鋭意取り組んでいるところである。</p> <p>平成24年度から平成25年7月末までに2,401箇所を新たに指定し、その指定率は平成23年度末の20.3%(1,076箇所)から65.5%(3,477箇所)に指定が進んでおり、今後も引き続き関係住民に趣旨を十分説明し、理解を得ながら、更に指定促進に努めていく。</p> <p>また、レッド区域内住宅立替等補助事業については、市町・関係機関との意見交換を行い、現行制度を再度点検し、より利用しやすい制度への改善に取り組んでいく。</p>	<p>レッド区域内住宅建替等補助事業 1,000千円</p>
<p><b>11 県立病院の未収金対策について</b></p> <p>両県立病院とも未収金の回収促進や新たな発生の抑制を図るため、弁護士法人への債権回収委託、クレジットカード決済等の実施、コンビニエンスストア収納制度の導入、時間外診療に係る預かり金の徴収等、様々な取組を実施しています。こうした様々な取組の結果、未収金残高が増加する傾向は抑制されつつあるものの、依然として毎年増加しています。平成24年3月末現在の過年度患者負担分に係る未収金額は、中央病院が約1億2,700万円、厚生病院が約2,300万円となっています。</p> <p>つきましては、引き続き、未収金の新たな発生を抑止するとともに、既に生じている未収金については、債権管理の基準を作成し分類整理を行い、回収可能な債権は速やかな徴収に努め、未収金残</p>	<p>未収金の新たな発生を抑止するため、入院患者に対する限度額適用認定等の患者自己負担額の軽減制度や出産育児一時金直接支払制度の利用促進、来院時の面談、電話督促等の取り組みを継続して実施している。また、今年度は新たな弁護士法人への回収業務を委託し、従来の書面による督促に加え電話督促等の取組を実施することとしており、引き続き、未収金残高の縮減に努める。</p> <p>なお、現在、両病院において、債権分類を行うための滞納者の情報登録を行っており、今後、この情報をもとに債権分類を行い、効果的、効率的な回収を推進する。</p>	

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
高の縮減を図る必要があります。特に、中央病院には更なる努力を求めるます。		
<p><b>12 人事委員会勧告のあり方について</b></p> <p>人事委員会勧告は、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、「国及び他の地方公共団体の職員の給与」、「民間事業の従事者の給与」、「生計費」、「その他の事情」を総合的に判断して、職員の給与を決定しています。</p> <p>鳥取県では、県民の理解と納得を得るために、従来の国公準拠の考え方から県内の民間事業者との給与比較を重視し、勧告を行っています。</p> <p>近年は、県内の厳しい経済情勢を反映して、マイナス勧告が続いていること、国公ラスパイレス指数の全国都道府県順位も40位代で全国最低水準にあります。</p> <p>この状況が続くこととなりますと、職員の士気、県の将来を担う優秀な人材の確保等への影響が懸念されることから、人事委員会として、県民の理解と納得を得ることを前提に職員の適正な給与体系のあり方を明確に示すべきであります。</p>	<p>人事委員会としては、これまでも、職員の士気、優秀な人材の確保等の観点からは、国や他県等との給与水準の乖離状況を勘案し、特別給の支給月数の据置や月例給の改定率への配慮を行うとともに、勤務実績の給与への反映など様々な措置を講じてきている。</p> <p>一方、本県においては、現行給料表が行政職5級(課長補佐級)相当と6級(課長級)相当部分において昇任・昇格しても給与の引上げが十分に行われない構造となっていることや高齢層職員の給与のあり方など制度面やその運用面も含めて、職員給与を巡る課題も多い。</p> <p>今後も、給与水準については、県民の理解と納得の観点から、全体としては、県内民間を重視することが基本であると考えているが、御指摘の職員の適正な給与体系のあり方については、職員の士気、優秀な人材の確保等の観点から、給料表構造に加え昇給・昇格などの給与制度やその運用面も含めて、引き続き、県内民間実態などを精緻に調査し、公民較差や国、他県等の状況などを総合的に勘案しながら、公平中立の立場から適切な勧告を行っていくこととしたい。</p>	

